田沢湖 ・角館・西木

平成15年9月1日発行



相互理解と信頼で町村合併を

発展により、 く広がっています。 の整備の進展、 線の実現や国道四六号など主要国道 昭和の合併から半世紀、 私達の行動範囲は大き 通信基盤の飛躍的な 秋田新幹

により実現しようとしております。 の拠点都市を目指す町づくりを合併 観光産業を活かした活力ある北東北 を共有する角館町・西木村と共に、 する田沢湖町が、生活圏と歴史文化 湯など豊富で質の高い観光資源を有 村財政も厳しさを増しています。 齢化の進行に歯止めがかからず、 光地になっています。反面、 を超える人々が訪れる東北有数の観 同時に、この地域は年間六百万人 水深日本一の田沢湖をはじめ、 少子高 町



佐藤田沢湖町長

きました。 新市の名称が具体化して いよいよ合併論議が活発になって ただし、合併の目的を忘れずに

会長

っていますが、 村の共通した「合併の目的」です。 たらす産業経済への波及等が関係町 新しい観光のまち再構築、交流がも 州制を見据えた北東北との係わり、 ご意見もあろうかと思いますが、 現 在、 三町村の枠組みについては色々な 新市の名称が継続協議にな 合併後、 観光を特化 道

くると、みなさんの間でも様々なお 話がなされるものと思います。

認しながら取り組んでいきます。

今後も絶えず「合併の目的」

子高齢化対策」の糸口があります。

ます。そして、その延長線上に「少

人の動きは経済効果を活性化させ

させた『攻めの行政』を進めるため

ぶつかり合って当然といえます。 には、こと、市名については本音で

想 郷 を目指 7

年の大冷害を思い起こすとき、 ろでございます。 も早い天候回復を期待しているとこ いう異常気象の中で、 梅雨明け宣言がないまま、冷夏と かって平成五



に達成されるよう願ってやみません。 信頼がより一層深まり、目的が立派

三か町村の人々の相互理解と相互

副会長 田代西木村長

副会長

太田角館町長

なっております。 さて、地方分権の一層の進展によ 市町村の役割はますます重要と

たところでございます。 発足し、五回の協議会を重ねて参っ 住民ニーズの多様化に対応するた として、福祉や教育・まちづくり又、 め、三町村で組織する合併協議会が 市町村が地域の総合的な行政主体

中から三町村それぞれの特色を生か けて努力して参りたいと存じます。 民の皆さまに提案しながら合併に向 した住み良いまちづくり計画を、住 様々な課題を大いに議論し、

法定協議会設置が第四回合併協 までの報告事項と協議事項について 議会

協議 会設置調印 式

田代西木村長が選任されました。 長が、副会長には、 ター を会場に関係者二十二人が出席 設置の調印式が西木村総合開発セン 沢湖・角館・西木合併協議会(法定 協議会の会長には、 四月一日、 開催されました。 午後 一時三十分から田 太田角館町長、 佐藤田沢湖町



3町村長で看板をかかげる 4月1日/西木村役場)

第 合併協議会

併協議会が田沢湖町総合開発センタ 大集会室を会場に開催されまし 四月十日、 午後二時から第一回合

た。

次のとおりです。 提出された報告事項、協議事項は、

報告第 一号...

田沢湖・角館・ 西木合併協議会規

約について 報告第二号...

田沢湖・角館・西木合併協議会幹

事会設置規程について

門部会設置規程について 田沢湖・角館・西木合併協議会専

報告第四号.

科会設置規程について 田沢湖・角館・西木合併協議会分

いて 田沢湖・角館・西木合併協議会報 酬及び費用弁償に関する規程につ

報告第六号...

田沢湖・角館・西木合併協議会事

務局規程について

報告第七号.....

務規程について 田沢湖・角館・西木合併協議会財

> 田沢湖・角館・西木合併協議会会 報告第九号..... 議傍聴要綱について

> > ことと確認しました。

合併の方式について 協議案第三号.....

協議結果

必要に応じて、臨時会を開催する

平成十五年度田沢湖・角館・ 合併協議会予算について 西木

— 号

田沢湖・角館・西木合併協議会会 議運営規程の制定について (協議結果)

併) とすることと確認しました。

協議案第四号.....

治体を設置する新設合併(対等合

旧町村の区域を持って新しい自

合併の期日について

(協議結果)

進める等)など原案を了承しまし 議の議事は原則として全会一致で して公開する等)、会議の進行 (会 協議の基本方針(会議は原則と

協議案第二号.

程について 田沢湖・角館・西木合併協議会日

(協議結果)

原則として毎月第四金曜日とし、



第1回合併協議会 (4月10日/田沢湖町総合開発セン

• 合併協議会

ことと確認しました。

平成十七年三月末日以前とする

発センター 集会室を会場に開催され ら第二回合併協議会が西木村総合開 ました。 五月二十三日、午後一時三十分か

次のとおりです。 提出された報告事項、 協議事項は、

報告事項

報告第十号....

専門部会名簿について

合併協議会スケジュー ルについて

報告第十一号.....

協議案第五号.

新自治体の名称について

(協議結果)

協議することと確認しました。 しい名称を、これからも継続して 意見を参考に、 各委員から出されたいろいろな 新自治体にふさわ

協議案第六号.....

新自治体の事務所の位置について (協議結果)

とと確認しました。 協議会で継続して協議していくこ の役割分担等については、今後の 方式とし、本庁舎の位置、分庁舎 各町村の庁舎を使用する分庁舎

ことと確認しました。 ついては、本庁舎・各分庁舎で同 一のサービスができるようにする なお、住民に対する窓口業務に

協議案第七号..

財産の取扱いについて (協議内容)

引き継ぐことと確認しました。 設及び債務は、すべて新自治体に 三町村の所有する財産、 公の施

協議案第八号...

般職の職員の身分の取扱いにつ

いて (協議結果) て新自治体の職員として引き継 三町村の一般職の職員は、すべ

> ては、人事管理及び職員の処遇 職員の職名及び任用要件につい 管理の適正化に努める 定員適正化計画を策定し、 職員数については、新自治体で の適正化の観点から調整し統一 定員

> > 六月二十七日、

午後一時三十分か

角館広域交

以上のように確認しました。 やかに給与の格差是正を行う。 び給与の適正化の観点から調整 給与については、 し統一を図る。なお、合併後速 職員の処遇及

協議案第九号.....

新市町村建設計画の概要について (協議結果)

認しました。 てその内容を具体的に協議、 事務局から示された概要に従っ 協議会に諮っていくことと確 検討



第2回合併協議会 (5月23日/西木村総合開発センター)

開催されました。 流センター 多目的ホールを会場に ら第三回合併協議会が、 次のとおりです。 提出された報告事項、

協議事項は

報告事項】

報告第十二号

平成十四年度仙北北部合併協議会 歳入歳出決算について

報告第十三号.....

田沢湖・角館・西木合併協議会ホ ムページの開設について

協議案第五号(継続協議

新自治体の名称について

しました。 協議のたたき台にすることと確認 えている名称とそれを選んだ理由 を提出していただき、次回以降の 除く二十四名の委員から自分の考 三町村長と仙北地域振興局長を

協議案第六号 (継続協議)

新自治体の事務所の位置について

新自治体の名称が決まってから、

第三回 合併協議会

第3回合併協議会 (6月27日/角館広域交流センター)

検討することで、 ていくことと確認しました。 継続して協議し

について 議会議員の定数及び任期の取扱い 協議案第十号.....

協議結果

ていただき、協議会で協議するこ 議を重ね、素案を協議会に提案し をつくり、 とと確認しました。 協議会委員による専門小委員会 その中でいろいろな協

協議案十一号.....

取扱いについて 農業委員会委員の定数及び任期の

(協議結果)

で協議することと確認しました。 前協議案と同様に専門小委員会

地方税の取扱いについて(その一) (協議結果)

した。 継続して協議することと確認しま 回に資料を提示するということで れぐらいの増減額が出るのか、次 三町村の調整により、 実際にど

協議案第十三号.....

約の一部改正について 田沢湖・角館・西木合併協議会規 協議結果

することで確認しました。 小委員会設置の案件で原案を了承 定数及び任期の取扱いについての 議会議員及び農業委員会委員の

委員会設置規程の制定について 田沢湖・角館・西木合併協議会小 (協議結果

協議案第十四号

程の制定案で原案を了承しました。 前協議案同様、 小委員会設置規

第四回 合併協議会

開催されました。 合開発センター大集会室を会場に、 ら第四回合併協議会が、 七月二十五日、 午後一 田沢湖町総 時三十分か

次のとおりです。 提出された報告事項、協議事項は

報告事項

議会議員及び農業委員会委員の 報告第十四号.....

数及び任期の取扱いに関する小 員会委員の指名について

協議案第五号 継続協議

新自治体の名称について 協議結果

アンケート結果を参考に、

るということで継続協議としまし 村長の考え方も加え、次回協議す 三町

【委員のアンケー ト結果

北京田ヶ角 の 沢京館 都京湖 市市市 五名 七名 六名

北き北 浦。都と 市 市 三名

名 名

東秋田市市 名

地方税の取扱いについて(その一) 協議案第十二号 (継続協議)

協議結果

調整を行い、 確認しました。 は、現行のとおりとすることで、 住民税、 固定資産税、 その他の税につい 入湯税の

地方税についての調整結果】 町村民税の匹期目の納期限を角

せる。 法人町民税の税率を田沢湖町

館町(十二月二十八日)に合わ

ಶ್ಶ 西木村 (十二・三%) に合わせ

あり、 て、不均衡が見込まれるものも 固定資産税の土地評価額につい 合併後の評価換えにおい

西木村 (入湯客一人一日百五十 て 入湯税については、 調整する。 田沢湖町

円)に合わせる。 案第十五号.....

닌 特別職の職員の身分の取扱いにつ

協議結果 法令等の定めに従い調整案のと

協議案第十六号..... 介護保険事業事務の取扱いについ

おり調整することと確認しました。

て 協議結果

とすることと確認しました。 を行っているので、 村圏組合の介護保険事務所で事務 三町村とも、大曲仙北広域市町 現行のとおり

田沢湖·角館·西木合併協議会委員名簿

						(敬称	略)
町村名	職名		氏			役罪	哉名
田沢湖町	町長	佐	藤	清	雄	会	長
	助役	高	橋	正	男		
	教育長	千	葉		勇		
	議会議長	田		喜	義		
	議会議員	信	田	幸	雄		
	議会議員	稲	田		修		
	住民代表	堀	Ш	光	博		
		小	松		直子		
		細	Ш	雪			
角館 町	町長	太	田	芳	文	副组	会長
	助役	田		勝	次		
	教育長	小	林		雄		
	議会議長	熊	谷	佳	穹		
	議会議員	沢	田	信	男		
	議会議員		7木		章		
	住民代表	辻			均		
		山	本	陽	_		
		Ξ	杉		己子	<u></u>	
西木村	村長	田	代		大志	副2	会長
	助役	佐	藤	雄	孝		
	教育長		八間	健			
	議会議長	佐	藤	宗	善		
	議会議員	伊	藤	邦	彦		
	議会議員	武	藤	昭			
	住民代表	鈴	木	重	藏		
		門	脇		明		
		藤	井		1子		
秋田県	仙北地域振興局長	鈴	木	峰	晴		

台併協議会だより

につい

て話し合われ、

に員議関の会 定数及び 議 d る小委員会報 員 及び 任期 農 委員 の 取 扱会 い委

第 П 小委員会

員が出席して開催され た各町村の協議会委員三名ずつで構 この小委員会は、 役場会議室を会場に、 七月十五日、 午後 民間から選ば 一時 まし 委員九-から 田 沢湖 人全

5

西

木村総合開発セ

ンター

を会場

う予定です

を

協議に、 行われました。 成されます。 内容や先進事例 当日の委員 入れるよう、 く会では、 等 事 の 資料 次回 務 局 の より か 説 5 特例 実質 明

(第二回小委員会

催されました。 木村総合開発センター 月七日、 午 後 時三十 を会場に、 分から 開 西

まず、 委員長及び 副 .远 委員長 の 互 選

が行われ、 田沢湖町) 委員 61 村 て委員会のスケジュ (角 館 が選出され 委員長に が、 町 副委員長 藤井け まし Ш た。 11 光 Т に 7.博委 Ш ル 委 本 案

委員会は基本的 に行う場合もあ ただし必要があるとき 、月下旬に各町村議会の議長か に 月 は 回 開 臨 催

☆(議会議員の定数特例及び在任特例について)

議会議員の身分に関する取扱いについては、合併関係町村の協議により、次の5つから選択できます。(新市の議員の上限数「26人」)

「合併特例法による特例を適用しない。」

上限数「26人」以内で定数を定め、合併の日から50日以内に選挙を行う。(任期 は4年)

「合併特例法第6条による定数に関する特例を適用する。」(定数特例)

上限数「26人」の2倍を超えない範囲(52人以下)で定数を定め、合併の日か

ら50日以内に選挙を行う。(任期は4年) 「合併特例法第7条による在任に関する特例を適用する。」(在任特例)

現在の町村議員が合併後2年を超えない範囲に限り、引き続き合併町村の議会 の議員として、在任することができる。

「旧町村ごとに条例で選挙区を設ける。

ア「合併特例法第6条による定数特例を適用しないで選挙区を設ける。」

上限数「26人」以内で定数を定め、旧町村ごとに条例で選挙区及び選挙区ごと

の議員定数を定め、合併の日から50日以内に選挙を行う。(任期は4年) なお、合併後最初に行われる設置選挙に限り、選挙区ごとの議員定数は、人口 に比例しないで定めることができる。

「合併特例法第6条による定数特例を適用して選挙区を設ける。」

上限数「26人」の2倍を超えない範囲(52人以下)で定数を定め、 旧町村ごと に条例で選挙区及び選挙区ごとの議員定数を定め、合併の日から50日以内に選挙 を行う。(任期は4年)

なお、合併後最初に行われる設置選挙に限り、選挙区ごとの議員定数は、人口 に比例しないで定めることができる。

☆(農業委員会の定数・任期等に関する制度の内容について)

新設合併については、次の2つの原則と、3つの特例措置があり、それらから 選択することになります。 「合併後1農業委員会を設置」(原則)

合併関係市町村の農業委員会は全て廃止され(したがって、当該農業委員会の 選挙委員、選任委員ともに身分を失い)、新設の市町村につき1個の農業委員会 となります。選挙委員については、合併の日から50日以内に一般選挙を行います。 また選任委員については、速やかに選任します。

「合併後1農業委員会を設置」(在任特例)

合併関係町村の協議により、10人以上80人以内の範囲で定められた数の者に限り、 市町村の合併後1年以内でその協議で定められた期間は、引き続き合併後の新市 町村の選挙委員として在任することができます。

協議により定められた所定期間経過後は、原則に戻り、一般選挙が行われます。 なお、選任委員については、速やかに選任します

「合併後2以上の農業委員会を設置」(原則)

合併後の新市町村が、市町村区域面積が24,000 haを超える、又は、農地面積 が7,000 haを超える場合は、新市町村に2以上の農業委員会を設置することがで きる。この場合、合併の日から50日以内に各農業委員会ごとに一般選挙行わなけ ればなりません。なお、選任委員については、各委員会ごとに速やかに選任します。 「合併後2以上の農業委員会を設置」(在任特例)

「合併後2以上の農業委員会を設置」する場合においても、 例があります。なお、選任委員については、速やかに選任します。

「合併後従前の区域どおりに複数の農業委員会を設置」(特例)

合併後の新市町村が、市町村区域面積が24,000 haを超える、又は、農地面積が 7,000 haを超える場合であって、新市町村に置かれる2以上の農業委員会の区域が、 従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなる場合は、 それらの農業委員会は新市町村の農業委員会となってそのまま存続することがで きる。(農業委員会の選挙委員、選任委員の身分もそのまま存続します。)

選挙委員…一般選挙で選ばれる農業委員。

選任委員…農業協同組合、農業共済組合、議会から推薦される農業委員。

伺う。 5 員会の会長から、 それらを参考に、 意見を十月の協議会に提 また九月に各町村 各々の意向 委員会と の 農業 示

ということで 八月二十五日、 第 小委員会 確認さ 午後 れ 時 ま Ŧ 分

る

討 席 ħ ſĺ を行い 次回 をいただきまし 各町村の そ 町 の れ 村 まし 委員会は を参考にその からいろい た 農業委員会の意向 九月十二 ろな 後

意向を伺うため、 各議 長さん 旧に行 意 委員で 村 向 から出 議 を 会

第2回小委員会 (8月7日/西木村総合開発センター)

当日の 開 催 2 委員会で れまし は 各町

に

で 郡南部郷合併協議会と北魚沼六か町 村合併協議会の視察研修を行いまし 七月二十九日から三十日の日程 新潟県の北蒲原(きたかんばら)

併協議会 (安田町、 を、二十九日に訪れました。 計二十六名が参加しました。 十九名、各町村職員、 最初の研修地、 研修には、三か町村長を含め委員 笹神村)事務局(水原町役場 北蒲原郡南部郷合 京ケ瀬村、 事務局を加え 水原

併することが決まっています。 阿賀野市(あがのし)」として、 研修では、 同協議会は平成十六年四月一日に あらかじめ提出してい 合



あいさつする本田会長(安田町長)

協議会(堀之内町、

湯之谷

翌三十日は、

北魚沼六か町村合併 小出町、

堀之内町を訪れました。

広神村、守門村、

入広瀬村)

同協議会は平成十六年十一月一日

合併することが決まっています。 に「魚沼市 (うおぬまし)」として、

明を吉野事務局長より受けた後、 置から現在までの協議会の経緯の説 疑に入りました。 た質問事項に沿って、 法定協議会設 質

積極的に出されました。 会議員の定数及び任期」などについ 議されている「新市の名称」や「議 た協議は何だったのかなどの質問が ての質問や、もっとも時間のかかっ 委員からは、 現在協議会で継続



委員からは積極的に質問が出される。

地域イントラネット(情報通信基盤

の整備状況についての質疑応答が行

われ、

充実した視察研修になりまし

た。

メリットや問題点について、さらに 市の名称」や「議会議員の定数及び 緯の説明を受けた後、 行われる「分庁舎方式」についての 任期」などの質問、 委員からは、ここでもやはり「新 研修では、 前日同様、 また当新市でも 質疑に入りま 協議会の経

より



経過説明する星野堀之内町長

協議内容についての質問が次々に 出された。

様子について、 を発行することができ ようやく協議会だより せしておりましたが、 各町村の広報でお知ら きましては、これまで 発足して、早五ヵ月。 にがんばりますので んお知らせできるよう 4ろしくお願いいた_ 協議会の経過等につ 法定協議会が四月に これから協議会等の どんど

編集・発行/田沢湖・角館・西木合併協議会

〒014-0592 秋田県仙北郡西木村上荒井字古堀田47 TEL 0187-52-5930 FAX 0187-52-5934 http://www.hana.or.jp/~gappei/

第6回

9月26日(金) 午後1時30分から 角館町 大安閣

合併協議会は、どなたでも傍聴 できます。

皆さんの傍聴をお待ちしています。